

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）の策定に向けて

1 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）について

(1) 経緯

平成27年9月28日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成28年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを踏まえ、県は琵琶湖保全再生計画（以下「計画」という。）を策定しており、平成29年3月には第1期計画、令和3年3月には現行の第2期計画を策定し、取組を推進している。

(2) 計画の趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、行政だけでなく、多様な主体の協働により、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進する。

(3) 計画期間

第1期：平成29年度から令和2年度まで（4年間）

第2期：令和3年度から令和7年度まで（5年間）

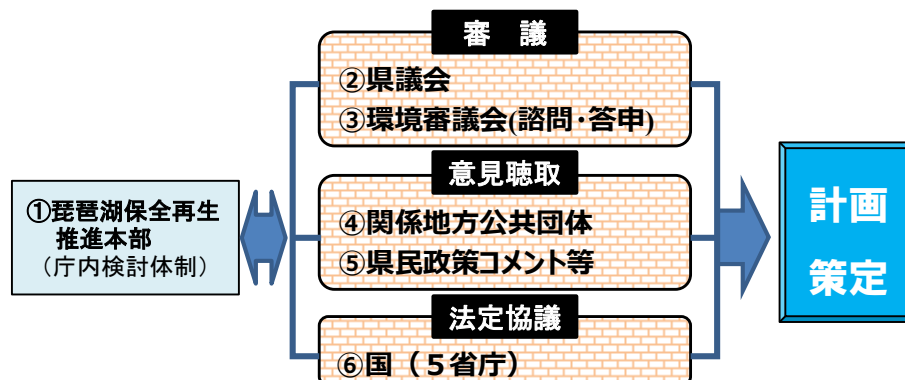
2 第3期計画について

(1) 策定の必要性

複雑化・多様化する琵琶湖の課題に対応するため、また更なる保全・再生の取組の推進に向けて、第3期計画を策定する必要がある。

なお、第3期計画の策定に係る手続は、次のとおり。

- ①滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における庁内調整
- ②県議会における審議
- ③滋賀県環境審議会における審議
- ④関係地方公共団体への意見聴取（県内市町や関係府県市）
- ⑤住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映（県民政策コメント等）
- ⑥国への協議（総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）



(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）（予定）

3 スケジュール

時期	県議会 (琵琶湖・森林・防災対策特別委員会)	環境審議会	関係府県市 県内市町	住民、NPO、 事業者等	国
令和7年 4月					
5月		諮問			
6月	骨子案	骨子案			
7月					
8月					
9月		素案			
10月	素案				
11月		答申案 答申			
12月	原案		法定意見聴取	県民政策コメント	
令和8年 1月			↓	↓	
2月	法定意見聴取、 県民政策コメント の結果と対応案				
3月	案				法定協議
第3期計画の策定					

※上記のほか、滋賀県琵琶湖保全再生推進本部において、庁内における調整を随時実施